

半期報告書

(第24期中) 自 平成20年1月1日
至 平成20年6月30日

株式会社アプリックス

東京都新宿区西早稲田 2-18-18

(E05369)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
	1. 主要な経営指標等の推移	1
	2. 事業の内容	3
	3. 関係会社の状況	3
	4. 従業員の状況	3
第2	事業の状況	4
	1. 業績等の概要	4
	2. 生産、受注及び販売の状況	7
	3. 対処すべき課題	8
	4. 経営上の重要な契約等	9
	5. 研究開発活動	10
第3	設備の状況	11
	1. 主要な設備の状況	11
	2. 設備の新設、除却等の計画	11
第4	提出会社の状況	12
	1. 株式等の状況	12
	(1) 株式の総数等	12
	(2) 新株予約権等の状況	12
	(3) ライツプランの内容	30
	(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	30
	(5) 大株主の状況	31
	(6) 議決権の状況	32
	2. 株価の推移	32
	3. 役員の状況	32
第5	経理の状況	33
	1. 中間連結財務諸表等	34
	(1) 中間連結財務諸表	34
	(2) その他	66
	2. 中間財務諸表等	67
	(1) 中間財務諸表	67
	(2) その他	81
第6	提出会社の参考情報	82
第二部	提出会社の保証会社等の情報	82

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月26日
【中間会計期間】	第24期中（自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社アプリックス
【英訳名】	Aplix Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 郡山 龍
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西早稲田2-18-18
【電話番号】	(03)5286-8436（開示業務部）
【事務連絡者氏名】	開示業務部長 森川 浩之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西早稲田2-18-18
【電話番号】	(03)5286-8436（開示業務部）
【事務連絡者氏名】	開示業務部長 森川 浩之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第22期中	第23期中	第24期中	第22期	第23期
会計期間	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月1日 至平成19年 6月30日	自平成20年 1月1日 至平成20年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 12月31日	自平成19年 1月1日 至平成19年 12月31日
売上高(千円)	3,452,826	2,936,899	2,690,941	6,587,605	6,763,302
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△1,616,730	△720,775	136,116	△1,268,290	335,275
中間純利益又は中間(当期) 純損失(△)(千円)	△1,802,345	△7,059,964	120,143	△1,608,665	△7,016,185
純資産額(千円)	20,288,667	13,722,691	13,603,663	20,966,317	13,604,054
総資産額(千円)	21,622,527	15,092,032	14,504,059	23,727,550	14,949,289
1株当たり純資産額(円)	201,866.28	134,824.61	133,685.95	207,646.09	133,616.72
1株当たり中間純利益又は1 株当たり中間(当期)純損失 (△)(円)	△17,936.82	△69,776.97	1,185.80	△15,989.28	△69,315.51
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益(円)	—	—	1,181.82	—	—
自己資本比率(%)	93.8	90.4	93.4	88.4	90.5
営業活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	207,084	542,791	888,072	633,956	1,444,982
投資活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	△7,905,587	△227,983	△919,640	△9,920,894	△602,815
財務活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	△349,043	67,276	1,049	△333,981	71,195
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高(千円)	9,022,686	8,034,994	8,199,712	7,561,305	8,339,467
従業員数(名) (外、平均臨時雇用者数)	291 (18)	381 (8)	306 (1)	350 (16)	340 (7)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

第22期中、第22期、第23期中及び第23期については、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権残高、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権残高、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権残高がありますが、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の期間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期中	第23期中	第24期中	第22期	第23期
会計期間	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月1日 至平成19年 6月30日	自平成20年 1月1日 至平成20年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 12月31日	自平成19年 1月1日 至平成19年 12月31日
売上高 (千円)	3,347,709	2,876,740	2,559,067	6,426,645	6,555,304
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	422,933	△728,770	149,625	640,759	263,917
中間(当期)純利益又は中間 (当期)純損失(△)(千円)	225,162	△14,646,140	108,856	331,657	△14,654,539
資本金(千円)	13,236,043	13,260,949	13,263,867	13,251,786	13,263,167
発行済株式総数(株)	100,518.20	101,250.20	101,333.20	100,974.20	101,312.20
純資産額(千円)	27,905,449	13,547,101	13,463,427	28,460,960	13,458,194
総資産額(千円)	29,132,881	15,040,691	14,207,386	31,279,893	14,700,295
1株当たり純資産額(円)	277,651.02	133,570.50	132,664.42	281,878.79	132,684.05
1株当たり中間(当期)純利 益又は1株当たり中間(当 期)純損失(△)(円)	2,240.80	△144,754.75	1,074.39	3,296.50	△144,777.66
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益(円)	2,206.28	—	1,070.79	3,250.65	—
1株当たり配当額(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	95.8	89.9	94.6	91.0	91.4
従業員数(名) (外、平均臨時雇用者数)	172 (9)	214 (3)	162 (1)	196 (7)	181 (5)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

第23期中及び第23期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権残高、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権残高、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権残高がありますが、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の期間平均雇用人員であります。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

事業部門の名称	従業員数（名）
開発部門	223 (0)
営業部門	25 (0)
全社（共通）	58 (1)
合計	306 (1)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託契約を含み、派遣社員を除いております）の当中間連結会計期間の平均雇用人員数であります。
3. 従業員数が当中間連結会計期間において、34名減少しております。これは、自己都合による退職及び新規採用者の増減結果によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（名）	162 (1)
---------	---------

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託契約を含み、派遣社員を除いております）の当中間会計期間の平均雇用人員数であります。
3. 従業員数が当中間会計期間において、19名減少しております。これは、自己都合による退職及び新規採用者の増減結果によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社グループは、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェアの基盤となる技術（以下「ソフトウェア基盤技術」という）の研究開発とともに、それらの成果を基にした応用製品の開発及び販売、並びに当社グループ製品を搭載する機器製品の計画立案及び設計等を支援する顧客コンサルティングを行っております。

現在主力製品となっている組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」は、携帯電話などの機器でJavaという技術を使うための基盤となるソフトウェアです。携帯電話にJBlendを組み込んでJava対応にすることで、多様な機能やサービスを実現させることができます。

海外の携帯電話市場においては、Java対応携帯電話向けのサービスが順調に拡大しており、平成19年の世界のJava対応携帯電話の年間販売台数は、6億台から6億5千万台に達したものと当社では見込んでおり、平成20年には6億5千万台から7億台に達するものと推測しております。

一方、国内のJava対応携帯電話の年間出荷台数は、平成19年は約4,100万台となったものと当社では見込んでおります。これに対して平成20年は、前年並み又は微増となるものと見込んでおります。

このような内外の市場環境において、当社グループの組み込み向けJavaプラットフォームを搭載した機器の出荷台数は、前中間連結会計期間では5,578万台、当中間連結会計期間では5,205万台となり、累計出荷台数は平成20年6月末時点で約4億7,996万台となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績につきましては、売上高は2,690,941千円（前中間連結会計期間2,936,899千円）となりました。損益面につきましては、192,600千円の営業利益（前中間連結会計期間営業損失865,099千円）、136,116千円の経常利益（前中間連結会計期間経常損失720,775千円）となりました。中間純利益は120,143千円（前中間連結会計期間中間純損失7,059,964千円）となりました。

(2) 主な事業の概況

当中間連結会計期間の業績につきましては、製品売上1,730,685千円、技術支援売上950,737千円、全体で2,690,941千円となりました。

製品売上は、当社製ソフトウェアの利用に応じて得られるライセンス収入と、携帯電話等の製品出荷台数に応じて得られるロイヤリティ収入により構成されています。ロイヤリティ収入には、当社顧客からの出荷実績に応じて四半期ごとに支払われる後払いとなるもの（後払いロイヤリティ）と、まとまった数量分を一括して前払いを受けるもの（前払いロイヤリティ）の2種類があり、当中間連結会計期間では、後払いロイヤリティ1,410,172千円、前払い256,200千円となり、共に前年同期を上回りました。

<ロイヤリティ売上高>

期 別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
後払いロイヤリティ	1,244,474	98.0	1,410,172	84.6	2,565,378	71.9
前払いロイヤリティ	25,807	2.0	256,200	15.4	1,004,503	28.1
ロイヤリティ合計	1,270,282	100.0	1,666,372	100.0	3,569,882	100.0

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

※後払いロイヤリティ＝顧客の出荷本数に応じて出荷後にロイヤリティを受け取る方式。

※前払いロイヤリティ＝出荷前にまとまったロイヤリティを前払いで受け取る方式。出荷の有無に関わらず、当社は返金する必要がありません。

技術支援売上は、製品計画や仕様策定等を支援するコンサルティング収入及び製品開発を支援するサポート収入等より構成されています。当中間連結会計期間では950,737千円となり、前年同期に比べ610,451千円減となりました。これは主にミドルウェア・フレームワークの受託開発に関するものであり、一時的なものであると考えております。

<品目別販売実績>

品目別		前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	
		金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
携帯電話関連	製品売上	1,211,285	41.3	1,687,719	62.7
	技術支援売上	1,544,645	52.6	934,737	34.7
	その他	30,391	1.0	9,517	0.4
小計		2,786,323	94.9	2,631,975	97.8
携帯電話以外	製品売上	133,283	4.5	42,965	1.6
	技術支援売上	16,543	0.6	16,000	0.6
	その他	750	0.0	—	—
小計		150,576	5.1	58,965	2.2
合計		2,936,899	100.0	2,690,941	100.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 製品売上とは、ライセンス収入及びロイヤリティ収入からなります。また技術支援売上とは、製品計画や仕様策定等を支援するコンサルティング収入及び製品開発を支援するサポート収入等からなります。

品目別の販売実績につきましては、携帯電話関連の売上高が引き続き大半を占め、2,631,975千円となり、総売上高の97.8%を占めました。一方、携帯電話以外の売上高は、58,965千円となり、総売上高に占める割合は2.2%となっております。

当中間連結会計期間における当社グループの組み込み向けJavaプラットフォームJB1endを搭載した携帯電話機の出荷は、全体的に横ばいで推移しております。

国内顧客においては、通信事業各社の割賦販売方式導入による買い替えサイクルの長期化の影響から、第1四半期に比べて第2四半期の出荷台数はやや減少しました。番号ポータビリティが起因となった通信事業各社の差別化戦略による出荷台数の伸びは一巡し、一部の顧客を除き前年同期と比べ横ばいとなっております。

海外顧客においては、北米は軟調に推移、アジア地域は引き続き増加傾向を示しています。特に中国市場においては、第三世代(3G)携帯電話の実用化の見通しや、低コスト戦略を駆使した主要携帯電話メーカーへのODM(Original Design Manufacturer)開発が本格化し、増加傾向にあります。また、その他の新興市場向けのエントリーモデル製品においても、Java技術の搭載の本格化が進む見通しとなっております。

携帯電話以外の機器については、地上デジタルテレビの放送用チューナー内蔵カーナビゲーションシステムや、デジタルテレビ、さらにはCATV用セットトップボックスなどにJB1endが搭載されており、また、マイコンなど省資源デバイス向けに開発された製品につきましても、今後の本格的な収益源としての展望を見据えつつ、的確な経営資源の配置を進めてまいります。

この結果、当中間連結会計期間のJB1endが搭載された機器の出荷台数は、約5,205万台となり、累計では約4億7,996万台となりました(2008年6月末現在)

<四半期別JB1end搭載製品出荷台数の推移>

単位：百万台

期別	平成18年度			平成19年度				平成20年度	
	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2
国内顧客向け	8.6	6.6	8.4	9.8	10.3	8.5	10.1	11.7	10.0
海外顧客向け	24.9	27.2	27.5	19.7	15.8	29.2	20.4	15.7	14.4
合計	33.5	33.8	35.9	29.6	26.1	37.7	30.6	27.5	24.4
累計出荷台数	233.8	267.7	303.7	333.4	359.5	397.2	427.9	455.4	479.9

(注) 1. JB1end搭載製品の各出荷台数は、小数点第2位以下を切捨てています。

2. JB1end搭載製品の各出荷台数は、現時点までにお客様からいただいた出荷台数報告に基づき、当社で集計したものです。

3. 実際の出荷台数は上記数値と異なる場合があります。また、過去の出荷台数については最新情報に基づき修正する場合があります。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

所在地別セグメント別の業績については、日本における売上高が2,577,366千円（前中間連結会計期間比10.9%減）、営業利益は137,951千円（前中間連結会計期間営業損失856,787千円）、アジアにおける売上高が506,459千円（前中間連結会計期間比25.6%増）、営業利益は21,408千円（前中間連結会計期間営業損失46,026千円）となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、8,199,712千円（前年同期間末8,034,994千円）となりました。

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

<営業活動によるキャッシュ・フロー>

当中間連結会計期間において営業活動により得られた資金は888,072千円（前年同期間542,791千円）となりました。これは主に、非現金支出の減価償却費395,100千円及び売上債権の回収により716,536千円増加しましたが、法人税等の支払いが627,799千円あったことによるものです。

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

当中間連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は919,640千円（前年同期間227,983千円）となりました。これは余剰資金の運用に伴う定期預金の預入による支出654,157千円、無形固定資産の取得による支出494,741千円などを行った一方、定期預金の払戻による収入223,529千円などがあったことによるものであります。

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

当中間連結会計期間において財務活動の結果増加した資金は1,049千円（前年同期間67,276千円）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前年同期比 (%)
開発部門 (千円)	1,697,655	31.2

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 生産高には社内製作のソフトウェア取得高が含まれております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を事業部門別に示すと次のとおりであります。なお、受注状況はJBlend等の当社製ソフトウェアを組み込む受託開発作業に関する受注についてのみ算定しています。

区分	受注高(千円)	前年同期比 (%)	受注残高(千円)	前年同期比 (%)
開発部門	112,781	14.5	36,803	10.5

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)		
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	
携帯電話関連	製品売上	1,211,285	41.3	1,687,719	62.7
	技術支援売上	1,544,645	52.6	934,737	34.7
	その他	30,391	1.0	9,517	0.4
小計	2,786,323	94.9	2,631,975	97.8	
携帯電話以外	製品売上	133,283	4.5	42,965	1.6
	技術支援売上	16,543	0.6	16,000	0.6
	その他	750	0.0	—	—
小計	150,576	5.1	58,965	2.2	
合計	2,936,899	100.0	2,690,941	100.0	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先別販売実績

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,147,715	39.1	1,428,842	53.1
株式会社カシオ日立モバイルコミュニケーションズ	601,506	20.5	—	—
KDDI株式会社	—	—	286,060	10.4
シャープ株式会社	—	—	281,162	10.4
ソフトバンクモバイル株式会社	379,141	12.9	—	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) Emerging Market向け製品の拡充について

今後急速に市場拡大することが予測されるEmerging Marketにおいては、安価な携帯端末へのニーズが高い、データ通信によるコンテンツ配信のビジネスモデルが普及していないといった、日本及び欧米とは異なる市場状況が見受けられます。こういった状況の中で、当社製品を搭載した携帯電話の出荷を増加させる為には、携帯端末の機能に依存せず、ビジネスモデルとしても受け入れられるサービス実現のためにソリューションを開発し、提供していく必要があります。

(2) 当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）について

当社では、平成19年3月29日開催の第22回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に関する対応プランが決議され、同日付で導入されました。

①基本的な考え方

当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様への判断のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉ならびに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様へ適切にご判断をいただくために極めて重要であり、そのために大量買付に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者、または、当該ルールを遵守するものの大量買付行為の目的が不適切な大量買付者の買付行為に対して、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上するために客観的・合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、下記に定める大量買付ルールを設定することといたしました。

②大量買付ルールの内容

(ア)情報の提供

大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大規模買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様への判断、後述の独立委員会の勧告及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点（独立委員会から開示勧告があった場合はその時点）で、その全部または一部を開示します。

(イ)大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）、または90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。従って、大量買付行為は、取締役会評価期間の経過した後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置を実施しません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合は、対抗措置の発動が相当でないと判断した場合を除き、当社取締役会

は、新株予約権の無償割当てを含む対抗措置を実施する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また監査役の見解も十分参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。なお、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の概要

当社グループは、組み込みソフトウェアを中心とするソフトウェア業界の先駆者であり続けるため、また顧客にとって魅力ある高性能・高品質な製品を提供しつつ新事業の核となる技術を見出すため、ソフトウェア基盤技術の研究開発を積極的に推進しております。

また、当社グループは、民生用電子機器向けの組み込みソフトウェアの産業構造を熟成させ、民生用電子機器業界とともに組み込みソフトウェア業界が成長するためにパートナー企業との技術協力を進めてまいります。

(2) 当中間連結会計期間（自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）における研究開発活動の成果

当社グループの主力製品であるJBlendの事業を安定的に維持すると共に、さらにJBlendの販売地域・顧客を拡大するために、国内外の移動体通信事業者や国際的な団体によって決められた様々な最新技術・仕様にJBlendを対応させる研究開発活動を引き続き進めております。

特に、今後急速に市場拡大することが予測されるEmerging Marketに対しては、様々なソフトウェアソリューションの開発を進めておりますが、その第1弾として、安価な携帯端末でモーションコントロール機能を実現し、体感型ゲームなどの提供が容易にできる統合ソリューションを開発し、提供を開始しました。

当社では前年度から、オープンソース化、プラットフォームの寡占化が進むと考えられている携帯電話に対して、JBlend及び新規製品をどのように対応させていくかを検討し、市場のニーズに合った製品を効率よく研究・開発するために、米国Google社を始めとするモバイル関連企業34社によって結成されたOpen Handset Alliance及び、移動体通信事業者並びに機器メーカーが設立したLiMo Foundationに参画し、当中間連結会計年度も当活動を継続してまいりました。これに加え、当中間連結会計年度においては、新規発足されるSymbian(NOKIA) Foundationへの参画に向けて準備を進めてまいりました。

また、携帯電話をはじめとする組込プラットフォームの課題として、近年ではセキュリティが堅牢であることが求められています。当社ではこの課題に対し、当社の強みであるJava技術を応用しUSVM(Universal Secure Virtual Machine)という製品の形で回答を出しております。

このような研究開発活動の中で、高い技術力を持った内外の組み込みソフトウェアベンダーとの資本提携を含む提携や、製品の開発における協業を進めているほか、複数の移動体通信事業者との共同開発も進めております。

一方、家電分野におきましては、次世代DVD規格のひとつであるBlu-rayに早期から着目し、Blu-ray Disc Associationへ参画しながら、製品の企画・研究・試作開発を行っております。また、従来のJBlendが対象としていない、小さな機器の組み込みソフトウェア開発にJavaの開発環境が利用できるJBlend[nano]を開発するなど、より広範囲の用途に当社製品を提供することを目的とした、研究開発を続けております。

以上のような研究開発活動を実現するため、当中間連結会計期間の研究開発費は総額170,470千円となりました。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	261,300
計	261,300

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成20年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成20年9月26日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	101,333.20	101,334.20	東京証券取引所 （マザーズ）	—
計	101,333.20	101,334.20	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成20年9月1日からこの半期報告書提出日までのストックオプションの権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の状況 （平成13年7月14日臨時株主総会の決議）

	中間会計期間末現在 （平成20年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成20年8月31日）
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）（株）	33	33
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成23年7月14日まで	平成16年8月1日から 平成23年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（注2）	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円
新株予約権の行使の条件	（注3）	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注4）	（注4）
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）	（注5）

（注）1. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき（新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。）は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権付与日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
 - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株引受権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株引受権を行使することができません。
 - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年7月14日開催の臨時株主総会及び平成13年6月26日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき変更し、当社と対象となる取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ② 目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③ 発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤ 譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成13年12月27日臨時株主総会の決議)

	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	24.28	24.28
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,558	88,558
新株予約権の行使期間	平成17年1月1日から 平成23年12月27日まで	平成17年1月1日から 平成23年12月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとし、

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとし、

- (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
- (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。

(4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株引受権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株引受権を行使することができません。

(5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。

4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年12月27日開催の臨時株主総会及び平成13年12月11日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき更し、当社と対象となる従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。

5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

①目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

②目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

③発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

④行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。

⑤譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成14年3月22日定時株主総会の決議)

	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	182.26	180.39
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,558	88,558
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年3月22日まで	平成17年4月1日から 平成24年3月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引

受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき（新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。）は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
 - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株予約権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株予約権を行使することができません。
 - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成14年3月22日開催の定時株主総会及び平成14年2月19日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき変更し、当社と対象となる従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められています。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

② 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況
(平成15年8月29日臨時株主総会の決議)

	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	140	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	420	420
新株予約権の行使時の払込金額(円)	66,667	66,667
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日から 平成24年8月29日まで	平成17年9月1日から 平成24年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 66,667円 資本組入額 33,334円	発行価格 66,667円 資本組入額 33,334円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2.に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとしてします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとしてします。

- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
- (3) 当社又はAplix Corporation of Americaの就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。

(4) 当社又はAplix Corporation of Americaの取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株予約権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株予約権を行使することができます。

(5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合。

4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年8月29日開催の取締役会の決議に基づき、当社及びAplix Corporation of Americaの取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

①目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

②目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

③発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

④行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。

⑤譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成16年3月23日定時株主総会の決議 1)

	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	30	30
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960,000	960,000
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 960,000円 資本組入額 480,000円	発行価格 960,000円 資本組入額 480,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下

に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。）又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
 - (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 当社又はAplix Corporation of Americaの就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合
 - (4) 当社又はAplix corporation of Americaの取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定時株主総会及び平成16年5月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	13	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	39	39
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,027,279	1,027,279
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 1,027,279円 資本組入額 513,640円	発行価格 1,027,279円 資本組入額 513,640円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」を読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。

- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合

(4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）

(5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合

4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定時株主総会及び平成16年6月24日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

①目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

②目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

③発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

④行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。

⑤譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成17年3月23日定時株主総会の決議 1)

	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	150	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	698,500	698,500
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2,5)	発行価格 698,500円 資本組入額 349,250円	発行価格 698,500円 資本組入額 349,250円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

(調整後株式数) = (調整前株式数) × (分割・併合の比率)

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除く）又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。

- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の地位を失った場合
- (4) 付与対象者が取締役又は従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
- (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合

4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年5月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

①目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

②目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

③発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

④行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。

⑤譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	93	68
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	279	204
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350,000	1,350,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 1,350,000円 資本組入額 675,000円	発行価格 1,350,000円 資本組入額 675,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。

(1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合

(2) 禁固以上の刑に処せられた場合

(3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の

地位を失った場合

(4) 付与対象者が取締役又は従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）

(5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合

4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年12月27日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

①目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

②目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

③発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

④行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。

⑤譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成18年3月29日定時株主総会の決議 1)

	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	125	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	125	75
新株予約権の行使時の払込金額(円)	980,319	980,319
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 980,319円 資本組入額 490,160円	発行価格 980,319円 資本組入額 490,160円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

(調整後株式数) = (調整前株式数) × (分割・併合の比率)

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。）又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の地位を失った場合
 - (4) 付与対象者が取締役又は従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成18年3月29日開催の定時株主総会及び平成18年4月24日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ② 目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③ 発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤ 譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	12	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	12	12
新株予約権の行使時の払込金額(円)	817,609	817,609
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 817,609円 資本組入額 408,804円	発行価格 817,609円 資本組入額 408,804円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。

(1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合

(2) 禁固以上の刑に処せられた場合

(3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の

地位を失った場合

(4) 付与対象者が取締役又は従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）

(5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合

4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成18年3月29日開催の定時株主総会及び平成18年9月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

①目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

②目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

③発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

④行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。

⑤譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成18年3月29日定時株主総会の決議 3)

	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	50	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	602,843	602,843
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 602,843円 資本組入額 301,422円	発行価格 602,843円 資本組入額 301,422円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

(調整後株式数) = (調整前株式数) × (分割・併合の比率)

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。）又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。

- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の地位を失った場合
- (4) 付与対象者が取締役又は従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
- (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合

4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成18年3月29日開催の定時株主総会及び平成19年2月15日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

①目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

②目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

③発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

④行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。

⑤譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成20年1月1日～ 平成20年6月30日 (注)	21	101,333.2	700	13,263,867	699	14,179,504

(注) ストックオプションの行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー	15,000	14.80
郡 山 龍	東京都新宿区	10,800	10.65
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー 505012 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	P. O. BOX 351, BOSTON, MASSACHUSETTS 02101, U. S. A (東京都中央区日本橋 兜町6-7)	4,135	4.08
株式会社ドコモ・ドットコム	東京都千代田区永田町2丁目11-1	3,000	2.96
バンクオブニューヨークGCMク ライアントアカウントJPRD ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	1,906	1.88
UBS AGロンドンアカウントIPB セグリゲイテッドクライアン トアカウント (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	AESCHENVORSTADT, 48, CH-4002, BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目3-14)	1,600	1.57
メロンバンクABNアムログロー バルカストデイ N.V. (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	ONE BOSTON PLACE, BOSTON, MA, 02108 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,495	1.47
SIS セガインターセトル AG (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLT EN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	1,344	1.32
カセイスバンクオーディナリ ーアカウント (常任代理人 株式会社東京 三菱UFJ銀行)	1 PLACE, VALHUBERT, 75013, PARIS-FRANCE. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	1,200	1.18
CBホンコンKGI アジア リミ テッドセグレゲイテッドアカ ウント (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	27/F ASIA PACIFIC FINANCE TOWER, CITIBANK PLAZA, 3 GARDEN ROAD, HONG KONG (品川区東品川2丁目3番14号)	1,031	1.01
計	—	41,511	40.92

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	12	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 101,313	101,313	—
端株	8.20	—	—
発行済株式総数	101,333.20	—	—
総株主の議決権	—	101,313	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が7株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれております。

2. 「端株」の欄には、自己株式の0.72株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社アプリックス	東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号	12	—	12	0.01
計	—	12	—	12	0.01

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	201,000	189,000	161,000	154,000	188,000	185,000
最低 (円)	120,000	125,000	120,000	129,000	130,000	121,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員及び執行役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常勤監査役	監査役	河野 真太郎	平成20年8月1日

(2) 退任執行役員

役職名	氏名	退任年月日
執行役員	門間 純一	平成20年8月31日

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

前中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

前中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		2,620,443		3,815,384		3,443,143	
2. 売掛金		1,235,103		815,336		1,529,116	
3. 有価証券		5,803,448		5,060,800		5,123,649	
4. たな卸資産		4,000		15,525		34,703	
5. 繰延税金資産		69,321		46,469		90,290	
6. その他		501,533		309,997		347,243	
7. 貸倒引当金		△30,497		△41,992		△52,504	
流動資産合計		10,203,353	67.6	10,021,520	69.1	10,515,641	70.3
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 器具備品		169,294		95,586		119,246	
(2) その他		56,667		45,378		49,676	
有形固定資産合計		225,961		140,964		168,923	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		968,199		1,301,133		1,074,027	
(2) ソフトウェア仮勘定		460,705		335,388		439,612	
(3) その他		13,631		9,956		11,579	
無形固定資産合計		1,442,536		1,646,479		1,525,219	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		3,012,885		2,462,383		2,515,236	
(2) その他		207,295		234,839		224,268	
(3) 貸倒引当金		—		△2,128		—	
投資その他の資産 合計		3,220,180		2,695,094		2,739,504	
固定資産合計		4,888,678	32.4	4,482,539	30.9	4,433,647	29.7
資産合計		15,092,032	100.0	14,504,059	100.0	14,949,289	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年12月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 支払手形及び買掛金		355,325		45,379		48,467		
2. 未払金		321,661		508,499		376,250		
3. 未払法人税等		382,796		7,764		642,083		
4. 賞与引当金		29,573		26,357		29,486		
5. その他		242,974		312,116		248,903		
流動負債合計		1,332,331	8.8	900,116	6.2	1,345,192	9.0	
II 固定負債								
1. その他		37,009		279		42		
固定負債合計		37,009	0.3	279	0.0	42	0.0	
負債合計		1,369,341	9.1	900,395	6.2	1,345,235	9.0	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金		13,260,949	87.9	13,263,867	91.4	13,263,167	88.7	
2 資本剰余金		14,176,586	93.9	14,179,504	97.7	14,178,804	94.8	
3 利益剰余金		△14,000,358	△92.8	△13,836,435	△95.4	△13,956,578	△93.4	
4 自己株式		△8,621	△0.0	△8,621	△0.0	△8,621	△0.0	
株主資本合計		13,428,555	89.0	13,598,314	93.7	13,476,771	90.1	
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券評価 差額金		80,229	0.5	△106,784	△0.7	2,674	0.0	
2 為替換算調整勘定		140,519	0.9	53,594	0.4	55,858	0.4	
評価・換算差額等合計		220,748	1.4	△53,189	△0.3	58,532	0.4	
III 新株予約権								
IV 少数株主持分		24,760	0.2	21,804	0.2	17,369	0.1	
純資産合計		48,626	0.3	36,733	0.2	51,380	0.4	
負債純資産合計		13,722,691	90.9	13,603,663	93.8	13,604,054	91.0	
		15,092,032	100.0	14,504,059	100.0	14,949,289	100.0	

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)			
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	
I 売上高	※1		2,936,899	100.0		2,690,941	100.0		6,763,302	100.0	
II 売上原価			2,412,757	82.2		1,568,207	58.3		4,138,338	61.2	
売上総利益			524,142	17.8		1,122,733	41.7		2,624,964	38.8	
III 販売費及び一般管理費			1,389,241	47.3		930,133	34.5		2,527,654	37.4	
営業利益又は営業損失(△)			△865,099	△29.5		192,600	7.2		97,310	1.4	
IV 営業外収益											
1. 受取利息			141,214			36,722			197,283		
2. その他			9,187	150,401	5.2	1,583	38,306	1.4	43,929	241,213	3.6
V 営業外費用											
1. 支払利息			20			281			41		
2. 株式交付費		1,048			395			1,566			
3. 為替差損		1,213			83,374			—			
4. 投資事業組合損失		3,796			10,482			1,440			
5. その他		—	6,078	0.2	256	94,790	3.5	199	3,248	0.0	
経常利益又は経常損失(△)			△720,775	△24.5		136,116	5.1		335,275	5.0	
VI 特別利益											
1. 投資有価証券売却益		1,743,256			—			1,743,256			
2. 貸倒引当金戻入		—			8,114			—			
3. その他		4,662	1,747,918	59.5	—	8,114	0.3	278	1,743,535	25.8	
VII 特別損失											
1. 固定資産売却損	※2	126			1,050			800			
2. 固定資産除却損	※3	24,479			804			128,971			
3. ソフトウェア仮勘定評価損		7,602,837			—			7,602,837			
4. 投資有価証券評価損		10,000			16,539			495,308			
5. その他		61	7,637,505	260.1	—	18,394	0.7	61	8,227,980	121.7	
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間(当期)純損失(△)			△6,610,362	△225.1		125,836	4.7		△6,149,169	△90.9	
法人税、住民税及び事業税		423,838			12,579			874,106			
過年度法人税等		—			△10,746			—			
法人税等調整額		27,137	450,975	15.3	18,506	20,339	0.7	△8,472	865,634	12.8	
少数株主利益又は少数株主損失(△)			△1,373	△0.0		△14,646	△0.5		1,380	0.0	
中間純利益又は中間(当期)純損失(△)			△7,059,964	△240.4		120,143	4.5		△7,016,185	△103.7	

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年12月31日 残高(千円)	13,251,786	14,167,423	△6,940,393	△8,621	20,470,194
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行(千円)	9,162	9,162			18,325
中間純損失(千円)			△7,059,964		△7,059,964
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)(千円)					
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	9,162	9,162	△7,059,964	—	△7,041,638
平成19年6月30日 残高(千円)	13,260,949	14,176,586	△14,000,358	△8,621	13,428,555

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年12月31日 残高(千円)	388,972	105,090	494,062	2,060	—	20,966,317
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行(千円)						18,325
中間純損失(千円)						△7,059,964
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)(千円)	△308,742	35,428	△273,313	22,699	48,626	△201,987
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△308,742	35,428	△273,313	22,699	48,626	△7,243,625
平成19年6月30日 残高(千円)	80,229	140,519	220,748	24,760	48,626	13,722,691

当中間連結会計期間（自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年12月31日 残高(千円)	13,263,167	14,178,804	△13,956,578	△8,621	13,476,771
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行(千円)	700	699			1,400
中間純利益(千円)			120,143		120,143
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)(千円)					
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	700	699	120,143	—	121,543
平成20年6月30日 残高(千円)	13,263,867	14,179,504	△13,836,435	△8,621	13,598,314

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成19年12月31日 残高(千円)	2,674	55,858	58,532	17,369	51,380	13,604,054
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行(千円)						1,400
中間純利益(千円)						120,143
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)(千円)	△109,458	△2,263	△111,722	4,435	△14,646	△121,934
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△109,458	△2,263	△111,722	4,435	△14,646	△390
平成20年6月30日 残高(千円)	△106,784	53,594	△53,189	21,804	36,733	13,603,663

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年12月31日 残高(千円)	13,251,786	14,167,423	△6,940,393	△8,621	20,470,194
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(千円)	11,381	11,380			22,762
当期純損失(千円)			△7,016,185		△7,016,185
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)(千円)					
連結会計年度中の変動額合計(千円)	11,381	11,380	△7,016,185	—	△6,993,422
平成19年12月31日 残高(千円)	13,263,167	14,178,804	△13,956,578	△8,621	13,476,771

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年12月31日 残高(千円)	388,972	105,090	494,062	2,060	—	20,966,317
連結会計年度中の変動額						
新株の発行(千円)						22,762
当期純損失(千円)						△7,016,185
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)(千円)	△386,297	△49,231	△435,529	15,309	51,380	△368,839
連結会計年度中の変動額合計(千円)	△386,297	△49,231	△435,529	15,309	51,380	△7,362,262
平成19年12月31日 残高(千円)	2,674	55,858	58,532	17,369	51,380	13,604,054

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益又は、 税金等調整前中間(当期)純損失(△)		△6,610,362	125,836	△6,149,169
減価償却費		323,681	395,100	681,963
賞与引当金の増加額(△減少額)		1,402	△3,129	1,315
貸倒引当金の増加額(△減少額)		△3,987	△8,763	20,000
受取利息及び受取配当金		△141,214	△36,722	△197,283
支払利息		20	281	41
固定資産除却損		24,479	804	128,971
ソフトウェア仮勘定評価損		7,602,837	—	7,602,837
投資有価証券売却益		△1,743,256	—	△1,743,256
投資有価証券評価損		10,000	16,539	495,308
売上債権の減少額(△増加額)		825,595	716,536	576,552
たな卸資産の減少額(△増加額)		158,221	19,177	127,518
前払費用の減少額(△増加額)		46,266	△5,208	98,363
仕入債務の増加額(△減少額)		102,251	△1,583	△193,857
未払金の増加額(△減少額)		△130,378	136,242	△46,703
その他		79,810	125,692	173,107
小計		545,367	1,480,803	1,575,710
利息及び配当金の受取額		143,858	35,349	209,397
利息の支払額		△20	△281	△41
法人税等の支払額		△146,414	△627,799	△340,083
営業活動によるキャッシュ・フロー		542,791	888,072	1,444,982

		前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△377,225	△654,157	△1,313,013
定期預金の払戻による収入		1,255,802	223,529	2,328,594
有価証券の取得による支出		△1,000,000	—	△1,000,000
有価証券の売却による収入		1,000,000	—	1,000,000
投資有価証券の取得による支出		△635,014	—	△635,014
投資有価証券の売却による収入		4,686,683	—	4,698,683
有形固定資産の取得による支出		△59,467	△4,143	△73,470
無形固定資産の取得による支出		△5,102,777	△494,741	△5,618,318
その他		4,016	9,871	9,723
投資活動によるキャッシュ・フロー		△227,983	△919,640	△602,815
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		17,276	1,049	21,195
少数株主に対する株式の発行による収入		50,000	—	50,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		67,276	1,049	71,195
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		91,603	△109,235	△135,201
V 現金及び現金同等物の増加額(△減少額)		473,688	△139,754	778,162
VI 現金及び現金同等物の期首残高		7,561,305	8,339,467	7,561,305
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※	8,034,994	8,199,712	8,339,467

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数は6社であり、 全ての子会社を連結の範囲に含 めております。</p> <p>連結子会社の名称 Aplix Corporation of America Aplix Europe GmbH iaSolution Inc. (株)アプリックス・ソリューションズ</p> <p style="text-align: right;">他2社</p> <p>なお、(株)アプリックス・ソリュ ーションズについては当中間連結会 計期間において新たに設立したた め、連結の範囲に含めております。</p>	<p>連結子会社の数は7社であり、 全ての子会社を連結の範囲に含 めております。</p> <p>連結子会社の名称 Aplix Corporation of America Aplix Europe GmbH iaSolution Inc. (株)アプリックス・ソリューションズ Aplix Korea Corporation</p> <p style="text-align: right;">他2社</p>	<p>連結子会社の数は7社であり、 全ての子会社を連結の範囲に含 めております。</p> <p>連結子会社の名称 Aplix Corporation of America Aplix Europe GmbH iaSolution Inc. (株)アプリックス・ソリューションズ Aplix Korea Corporation</p> <p style="text-align: right;">他2社</p> <p>なお、(株)アプリックス・ソリュ ーションズ及び Aplix Korea Corporationについては 当連結会計年度において新たに設 立したため、連結の範囲に含めてお ります。</p>
2. 持分法の適用に関する事 項	<p>関連会社がないため、該当事項 はありません。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
3. 連結子会社の中間決算日 (決算日)等に関する事 項	<p>連結子会社の中間決算日は、中間 連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>	<p>連結子会社の決算日は、連結決 算日と一致しております。</p>
4. 会計処理基準に関する事 項 (1) 重要な資産の評価基準 及び評価方法	<p>① 有価証券 (イ) その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価 格等に基づく時価法(評 価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原 価は移動平均法により算 定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責 任組合への出資(証券取 引法第2条第2項により 有価証券とみなされるも の)については、組合契 約に規定される決算報告 日に応じて入手可能な最 近の決算書を基礎とし、 持分相当額を純額で取り 込む方法によっておりま す。</p>	<p>① 有価証券 (イ) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責 任組合への出資(金融商 品取引法第2条第2項に より有価証券とみなされ るもの)については、組 合契約に規定される決算 報告日に応じて入手可 能な最近の決算書を基礎 とし、持分相当額を純額 で取り込む方法によって おります。</p>	<p>① 有価証券 (イ) その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等 に基づく時価法(評価差 額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は 移動平均法により算定し ております。)</p> <p>時価のないもの 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法	<p>② デリバティブ 時価法</p> <p>③ たな卸資産 (イ) 仕掛品 個別法による原価法 (ロ) 貯蔵品 最終仕入原価法</p> <p>① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社 定率法 在外連結子会社 主に所在地国の会計基準に 基づく定額法 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物 5～15年 器具備品 3～15年</p> <p>② 無形固定資産 定額法 なお、市場販売目的のソフトウ ェアについては見積販売数量を 基準として販売数量に応じた割 合に基づく償却額と、販売可能 期間(3年)に基づく償却額の いずれか多い金額をもって償却 しており、自社利用ソフトウェ アについては、社内における利 用可能期間(3～5年)に基づ く定額法によっております。</p>	<p>② デリバティブ 同左</p> <p>③ たな卸資産 (イ) 仕掛品 同左 (ロ) 貯蔵品 同左</p> <p>① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社 同左 在外連結子会社 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>② デリバティブ 同左</p> <p>③ たな卸資産 (イ) 仕掛品 同左 (ロ) 貯蔵品 同左</p> <p>① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社 同左 在外連結子会社 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>
(3) 重要な引当金の計上基 準	<p>① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備え るため、一般債権については貸 倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払 に備えるため、支給見込額に基 づき計上しております。</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(6) ヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ対象 外貨建予定取引</p> <p>③ ヘッジ方針 海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定できる場合にはヘッジの有効性の判定は省略しております。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
(7) その他中間連結財務諸表（連結財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	① 消費税等の会計処理 同左	① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 控除対象外消費税等は当連結会計年度の期間費用として処理しております。
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」の法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」の法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>中間連結損益計算書において、前中間連結会計期間まで営業外費用のその他に含めて表示しておりました「新株発行費」は当中間連結会計期間から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」により、「株式交付費」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれている「新株発行費」の金額は、832千円であります。</p>	<p>—————</p>

追加情報

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当中間連結会計期間から法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成19年12月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 357,686千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 385,229千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 374,693千円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)																				
<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>373,194千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>8,471</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>337,159</td> </tr> </table>	給料手当	373,194千円	賞与引当金繰入額	8,471	研究開発費	337,159	<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>267,259千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>6,315</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>170,470</td> </tr> </table>	給料手当	267,259千円	賞与引当金繰入額	6,315	研究開発費	170,470	<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>726,954千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>10,580</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>531,226</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>19,216</td> </tr> </table>	給料手当	726,954千円	賞与引当金繰入額	10,580	研究開発費	531,226	貸倒引当金繰入額	19,216
給料手当	373,194千円																					
賞与引当金繰入額	8,471																					
研究開発費	337,159																					
給料手当	267,259千円																					
賞与引当金繰入額	6,315																					
研究開発費	170,470																					
給料手当	726,954千円																					
賞与引当金繰入額	10,580																					
研究開発費	531,226																					
貸倒引当金繰入額	19,216																					
<p>※2. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>器具備品</td> <td>126千円</td> </tr> </table>	器具備品	126千円	<p>※2. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>器具備品</td> <td>1,050千円</td> </tr> </table>	器具備品	1,050千円	<p>※2. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>器具備品</td> <td>800千円</td> </tr> </table>	器具備品	800千円														
器具備品	126千円																					
器具備品	1,050千円																					
器具備品	800千円																					
<p>※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>486千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア仮勘定</td> <td>21,184</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2,808</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,479千円</td> </tr> </table>	建物	486千円	ソフトウェア仮勘定	21,184	器具備品	2,808	合計	24,479千円	<p>※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>804千円</td> </tr> </table>	建物	804千円	<p>※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>1,077千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2,948</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア仮勘定</td> <td>98,194</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>26,750</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>128,971千円</td> </tr> </table>	建物	1,077千円	器具備品	2,948	ソフトウェア仮勘定	98,194	ソフトウェア	26,750	合計	128,971千円
建物	486千円																					
ソフトウェア仮勘定	21,184																					
器具備品	2,808																					
合計	24,479千円																					
建物	804千円																					
建物	1,077千円																					
器具備品	2,948																					
ソフトウェア仮勘定	98,194																					
ソフトウェア	26,750																					
合計	128,971千円																					

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年1月1日至平成19年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期 間増加株式数(株)	当中間連結会計期 間減少株式数(株)	当中間連結会計期 間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	100,974.20	276.00	—	101,250.20
合計	100,974.20	276.00	—	101,250.20
自己株式				
普通株式	12.72	—	—	12.72
合計	12.72	—	—	12.72

(注)1. 普通株式の発行済株式数の増加276.0株は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	24,760
	合計	—	—	—	—	—	24,760

当中間連結会計期間(自平成20年1月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期 間増加株式数(株)	当中間連結会計期 間減少株式数(株)	当中間連結会計期 間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	101,312.20	21.00	—	101,333.20
合計	101,312.20	21.00	—	101,333.20
自己株式				
普通株式	12.72	—	—	12.72
合計	12.72	—	—	12.72

(注)普通株式の発行済株式数の増加21.00株は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	21,804
	合計	—	—	—	—	—	21,804

前連結会計年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	100,974.20	338.00	—	101,312.20
合計	100,974.20	338.00	—	101,312.20
自己株式				
普通株式	12.72	—	—	12.72
合計	12.72	—	—	12.72

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加338.00株は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 期間末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	17,369
合計		—	—	—	—	—	17,369

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)																								
<p>※. 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成19年6月30日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>2,620,443千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△388,897</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定(注1)</td> <td>5,803,448</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>8,034,994</td> </tr> </table> <p>(注1)有価証券勘定は、CRF、MMF及びFFFFであります。</p>	現金及び預金勘定	2,620,443千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△388,897	有価証券勘定(注1)	5,803,448	現金及び現金同等物	8,034,994	<p>※. 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成20年6月30日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>3,815,384千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△676,471</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定(注1)</td> <td>5,060,800</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>8,199,712</td> </tr> </table> <p>(注1)有価証券勘定は、CRF、MMF及びFFFFであります。</p>	現金及び預金勘定	3,815,384千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△676,471	有価証券勘定(注1)	5,060,800	現金及び現金同等物	8,199,712	<p>※. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成19年12月31日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>3,443,143千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△227,325</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定(注1)</td> <td>5,123,649</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>8,339,467</td> </tr> </table> <p>(注1)有価証券勘定は、CRF、MMF及びFFFFであります。</p>	現金及び預金勘定	3,443,143千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△227,325	有価証券勘定(注1)	5,123,649	現金及び現金同等物	8,339,467
現金及び預金勘定	2,620,443千円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△388,897																									
有価証券勘定(注1)	5,803,448																									
現金及び現金同等物	8,034,994																									
現金及び預金勘定	3,815,384千円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△676,471																									
有価証券勘定(注1)	5,060,800																									
現金及び現金同等物	8,199,712																									
現金及び預金勘定	3,443,143千円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△227,325																									
有価証券勘定(注1)	5,123,649																									
現金及び現金同等物	8,339,467																									

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間連結会計期間末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>60,170</td> <td>24,350</td> <td>35,819</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>13,381千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>25,760</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39,141</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7,175千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>6,523</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>587</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)	器具備品	60,170	24,350	35,819	1年内	13,381千円	1年超	25,760	合計	39,141	支払リース料	7,175千円	減価償却費相当額	6,523	支払利息相当額	587	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間連結会計期間末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>64,378</td> <td>29,249</td> <td>35,129</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>14,960千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>23,366</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>38,327</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7,750千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>7,081</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>704</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)	器具備品	64,378	29,249	35,129	1年内	14,960千円	1年超	23,366	合計	38,327	支払リース料	7,750千円	減価償却費相当額	7,081	支払利息相当額	704	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>60,607</td> <td>21,982</td> <td>38,624</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>14,815千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>27,592</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>42,408</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>14,134千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>12,852</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,686</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具備品	60,607	21,982	38,624	1年内	14,815千円	1年超	27,592	合計	42,408	支払リース料	14,134千円	減価償却費相当額	12,852	支払利息相当額	1,686
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	60,170	24,350	35,819																																																											
1年内	13,381千円																																																													
1年超	25,760																																																													
合計	39,141																																																													
支払リース料	7,175千円																																																													
減価償却費相当額	6,523																																																													
支払利息相当額	587																																																													
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	64,378	29,249	35,129																																																											
1年内	14,960千円																																																													
1年超	23,366																																																													
合計	38,327																																																													
支払リース料	7,750千円																																																													
減価償却費相当額	7,081																																																													
支払利息相当額	704																																																													
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	60,607	21,982	38,624																																																											
1年内	14,815千円																																																													
1年超	27,592																																																													
合計	42,408																																																													
支払リース料	14,134千円																																																													
減価償却費相当額	12,852																																																													
支払利息相当額	1,686																																																													

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	2,004,562	2,013,648	9,085
合計	2,004,562	2,013,648	9,085

2. 時価のない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
(1) 非上場株式	710,849
(2) 投資事業有限責任組合出資金	288,387
(3) CRF (キャッシュリザーブファンド)	2,033,547
(4) MMF (マネーマネジメントファンド)	3,759,900
(5) FFF (フリーファイナンシャルファンド)	10,000

(注) 当中間連結会計期間においてその他有価証券で時価のない非上場株式について10,000千円を減損処理をしております。

減損処理の方法

(時価のある有価証券)

時価が取得原価に比べ50%以上下落し回復可能性が見込めない場合、又は時価が取得原価に比べ30~50%程度下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(時価のない有価証券)

株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	2,004,562	2,027,314	22,751
合計	2,004,562	2,027,314	22,751

2. 時価のない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
(1) 非上場株式	61,731
(2) 転換社債	106,420
(3) 投資事業有限責任組合出資金	266,917
(4) CRF (キャッシュリザーブファンド)	2,040,809
(5) MMF (マネーマネジメントファンド)	3,009,951
(6) FFF (フリーファイナンシャルファンド)	10,039

(注) 当中間連結会計期間においてその他有価証券で時価のない非上場株式について16,539千円を減損処理をしております。

減損処理の方法

(時価のある有価証券)

時価が取得原価に比べ50%以上下落し回復可能性が見込めない場合、又は時価が取得原価に比べ30~50%程度下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(時価のない有価証券)

株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

前連結会計年度末 (平成19年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	2,004,562	2,020,748	16,185
合計	2,004,562	2,020,748	16,185

2. 時価のない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
(1) 非上場株式	82,261
(2) 転換社債	114,150
(3) 投資事業有限責任組合出資金	298,077
(4) CRF (キャッシュリザーブファンド)	2,037,134
(5) MMF (マネーマネジメントファンド)	3,076,495
(6) FFF (フリーファイナンシャルファンド)	10,019

減損処理の方法

(時価のある有価証券)

時価が取得原価に比べ50%以上下落し回復可能性が見込めない場合、又は時価が取得原価に比べ30~50%程度下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(時価のない有価証券)

株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

1. スtock・オプションに係わる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
株式報酬費用 22,699千円
2. スtock・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりです。

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の従業員 3名
ストック・オプションの付与数 (注1)	普通株式 160株
付与日	平成19年2月15日
権利確定条件	権利行使日においても、当社の取締役及び子会社の従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成19年2月15日 至平成20年3月31日
権利行使期間	平成20年4月1日から平成27年3月29日
権利行使価格 (円)	602,843
公正な評価単価 (付与日) (円)	351,882

(注) 1. 株式数に換算しております。

当中間連結会計期間（自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）

1. ストック・オプションに係わる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
株式報酬費用 4,435千円
2. ストック・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションは、ありません。

前連結会計年度（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）

1. ストック・オプションに係わる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
株式報酬費用 15,309千円
2. ストック・オプションの内容及び規模

前連結会計年度において存在したストック・オプションの内容は、以下のとおりです。

	平成13年7月ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び従業員 24名
ストック・オプションの付与数（注）	普通株式 1,221株
付与日	平成13年7月14日
権利確定条件	権利行使日においても、当社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成13年7月14日 至平成16年7月31日
権利行使期間	平成16年8月1日から平成23年7月14日
権利行使価格（円）	50,000
公正な評価単価（付与日）（円）	—
	平成13年12月ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 44名
ストック・オプションの付与数（注）	普通株式 588,84株
付与日	平成13年12月27日
権利確定条件	権利行使日においても、当社の従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成13年12月27日 至平成16年12月31日
権利行使期間	平成17年1月1日から平成23年12月27日
権利行使価格（円）	88,558
公正な評価単価（付与日）（円）	—
	平成14年3月ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 34名
ストック・オプションの付与数（注）	普通株式 704,07株
付与日	平成14年3月22日
権利確定条件	権利行使日においても、当社の従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成14年3月22日 至平成17年3月31日
権利行使期間	平成17年4月1日から平成24年3月22日
権利行使価格（円）	88,558
公正な評価単価（付与日）（円）	—

平成15年8月第1回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の従業員 72名
ストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 1,509株
付与日	平成15年9月10日
権利確定条件	権利行使日においても、当社及び子会社の従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成15年9月10日 至平成17年8月31日
権利行使期間	平成17年9月1日から平成24年8月29日
権利行使価格 (円)	66,667
公正な評価単価 (付与日) (円)	—

平成16年3月第1回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
ストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 30株
付与日	平成16年5月25日
権利確定条件	権利行使日においても、当社子会社従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成16年5月15日 至平成18年3月31日
権利行使期間	平成18年4月1日から平成25年3月23日
権利行使価格 (円)	960,000
公正な評価単価 (付与日) (円)	—

平成16年3月第2回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 5名
ストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 42株
付与日	平成16年6月24日
権利確定条件	権利行使日においても、当社の従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成16年6月24日 至平成18年3月31日
権利行使期間	平成18年4月1日から平成25年3月23日
権利行使価格 (円)	1,027,279
公正な評価単価 (付与日) (円)	—

平成16年3月第3回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の従業員 2名
ストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 105株
付与日	平成17年2月21日
権利確定条件	権利行使日においても、当社及び子会社の従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成17年2月21日 至平成18年3月31日
権利行使期間	平成18年4月1日から平成25年3月23日
権利行使価格 (円)	833,334
公正な評価単価 (付与日) (円)	—

平成17年3月第1回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の従業員 4名
ストック・オプションの付与数(注)	普通株式 345株
付与日	平成17年5月25日
権利確定条件	権利行使日においても、当社及び子会社の従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成17年5月25日 至平成19年3月31日
権利行使期間	平成19年4月1日から平成26年3月23日
権利行使価格(円)	698,500
公正な評価単価(付与日)(円)	—

平成17年3月第2回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名
ストック・オプションの付与数(注)	普通株式 150株
付与日	平成17年6月15日
権利確定条件	権利行使日においても、当社の従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成17年6月15日 至平成19年3月31日
権利行使期間	平成19年4月1日から平成26年3月23日
権利行使価格(円)	641,930
公正な評価単価(付与日)(円)	—

平成17年3月第3回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び従業員ならびに子会社従業員 18名
ストック・オプションの付与数(注)	普通株式 705株
付与日	平成17年12月27日
権利確定条件	権利行使日においても、当社の取締役及び従業員ならびに子会社従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成17年12月27日 至平成19年3月31日
権利行使期間	平成19年4月1日から平成26年3月23日
権利行使価格(円)	1,350,000
公正な評価単価(付与日)(円)	—

平成18年3月第1回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び従業員 4名
ストック・オプションの付与数(注)	普通株式 440株
付与日	平成18年4月24日
権利確定条件	権利行使日においても、当社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成18年4月24日 至平成20年3月31日
権利行使期間	平成20年4月1日から平成27年3月29日
権利行使価格(円)	980,319
公正な評価単価(付与日)(円)	—

平成18年3月第2回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 2名
ストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 32株
付与日	平成18年9月25日
権利確定条件	権利行使日においても、当社子会社従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成18年9月25日 至平成20年3月31日
権利行使期間	平成20年4月1日から平成27年3月29日
権利行使価格 (円)	817,609
公正な評価単価 (付与日) (円)	350,902

平成18年3月第3回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の従業員 3名
ストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 160株
付与日	平成19年2月15日
権利確定条件	権利行使日においても、当社及び子会社従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成19年2月15日 至平成20年3月31日
権利行使期間	平成20年4月1日から平成27年3月29日
権利行使価格 (円)	602,843
公正な評価単価 (付与日) (円)	351,882

(注) 株式数に換算しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末（平成19年6月30日現在）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況については、開示すべき取引残高がないため、記載しておりません。

当中間連結会計期間末（平成20年6月30日現在）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況については、開示すべき取引残高がないため、記載しておりません。

前連結会計年度末（平成19年12月31日現在）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況については、開示すべき取引残高がないため、記載しておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

当社グループが営む事業は単一であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日）

当社グループが営む事業は単一であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

当社グループが営む事業は単一であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,826,891	110,008	—	2,936,899	—	2,936,899
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	67,041	293,142	380,968	741,151	(741,151)	—
計	2,893,932	403,150	380,968	3,678,051	(741,151)	2,936,899
営業費用	3,750,720	449,176	352,719	4,552,616	(750,617)	3,801,999
営業利益又は営業損失(△)	△856,787	△46,026	28,248	△874,564	9,465	△865,099

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 アジア・・・・・・・・台湾等
 その他の地域・・・・・・・・アメリカ合衆国、ドイツ

当中間連結会計期間（自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,489,169	201,771	—	2,690,941	—	2,690,941
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	88,197	304,688	311,131	704,017	(704,017)	—
計	2,577,366	506,459	311,131	3,394,958	(704,017)	2,690,941
営業費用	2,439,415	485,051	287,803	3,212,270	(713,930)	2,498,340
営業利益	137,951	21,408	23,328	182,687	(9,913)	192,600

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 アジア・・・・・・・・台湾等
 その他の地域・・・・・・・・アメリカ合衆国、ドイツ

前連結会計年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	6,521,951	241,351	—	6,763,302	—	6,763,302
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	153,197	639,991	799,969	1,593,159	(1,593,159)	—
計	6,675,149	881,343	799,969	8,356,462	(1,593,159)	6,763,302
営業費用	6,617,162	917,010	740,678	8,274,851	(1,608,858)	6,665,992
営業利益又は営業損失(△)	57,986	△35,666	59,290	81,610	15,699	97,310

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア・・・・・・・・台湾等

その他の地域・・・・・・・・アメリカ合衆国、ドイツ

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	北米	欧州	その他地域	計
I 海外売上高（千円）	16,552	13,837	143,763	174,152
II 連結売上高（千円）	—	—	—	2,936,899
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	0.5	0.5	4.9	5.9

（注）1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …… アメリカ合衆国

(2) 欧州 …… スウェーデン等

(3) その他地域 …… 中国、台湾、韓国等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当中間連結会計期間（自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日）

	北米	欧州	アジア	その他地域	計
I 海外売上高（千円）	13,000	22,304	324,411	1,903	361,619
II 連結売上高（千円）	—	—	—	—	2,690,941
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	0.5	0.8	12.0	0.1	13.4

（注）1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …… アメリカ合衆国

(2) 欧州 …… スウェーデン等

(3) アジア …… 中国、台湾、韓国等

(4) その他地域 …… イスラエル

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4. 地域区分の表示の変更

従来、海外売上高の記載に当たっては、連結売上高の10%以上である地域とその他の地域に分けて記載してまいりました。

当社の製品はよりグローバルなマーケットへ進出しており、各地域の重要性が高まっていることから、当中間連結会計期間より、海外売上高における区分を「北米」「欧州」「アジア」「その他の地域」の4つの地域に区分して、今後も継続して記載することと致しました。

なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度において当中間連結会計期間の区分によった場合の海外売上高は次のとおりであります。

前中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	北米	欧州	アジア	その他地域	計
I 海外売上高（千円）	16,551	13,837	143,763	—	174,152
II 連結売上高（千円）	—	—	—	—	2,936,899
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	0.5	0.5	4.9	—	5.9

前連結会計年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他地域	計
I 海外売上高（千円）	840,125	23,351	470,988	40,708	1,375,174
II 連結売上高（千円）	—	—	—	—	6,763,302
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	12.4	0.3	7.0	0.6	20.3

前連結会計年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

	北米	アジア	その他地域	計
I 海外売上高（千円）	840,125	470,988	64,060	1,375,174
II 連結売上高（千円）	—	—	—	6,763,302
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	12.4	7.0	0.9	20.3

（注） 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …………… アメリカ合衆国

(2) アジア …… 中国、台湾、韓国等

(3) その他地域 …… フィンランド、スウェーデン、イスラエル

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり純資産額 134,824円61銭 1株当たり中間純損失 69,776円97銭 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 — なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。	1株当たり純資産額 133,685円95銭 1株当たり中間純利益 1,185円80銭 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 1,181円82銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。	1株当たり純資産額 133,616円72銭 1株当たり当期純損失 69,315円51銭 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 — なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成19年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	13,722,691	13,603,663	13,604,054
純資産の部の合計額から控除する 金額(千円)	73,387	58,538	68,750
(うち新株予約権)	(24,760)	(21,804)	(17,369)
(うち少数株主持分)	(48,626)	(36,733)	(51,380)
普通株式にかかる中間期末(期 末)の純資産額(千円)	13,649,303	13,545,124	13,535,304
中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	101,237.48	101,320.48	101,299.48

(注) 2 1株当たり中間純利益又は中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり中間純利益又は中間 (当期)純損失			
中間純利益又は中間(当期)純 損失(△)(千円)	△7,059,964	120,143	△7,016,185
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—	—
は 普通株式に係る中間純利益又 は 中間(当期)純損失(△)(千円)	△7,059,964	120,143	△7,016,185
期中平均株式数(株)	101,179	101,319	101,221
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	341	—
(うち新株予約権)	(—)	(341)	(—)
希薄化効果を有しないため潜在 株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19の規定に基づく 新株引受権(ストックオプション)257.07株 旧商法第280条ノ20及び旧商法第 280条ノ21の規定に基づく新株予約 権(ストックオプション)1,466株 会社法第236条、第238条及び第239 条の規定に基づく新株予約権(ス tockオプション)182株	旧商法第280条ノ20及び旧商法第 280条ノ21の規定に基づく新株予約 権(ストックオプション)623株 会社法第236条、第238条及び第239 条の規定に基づく新株予約権(ス tockオプション)62株	旧商法第280条ノ19の規定に基づく 新株引受権(ストックオプション) 239.54株 旧商法第280条ノ20及び商法第280 条ノ21の規定に基づく新株予約権 (ストックオプション)1,415株 会社法第236条、第238条及び第239 条の規定に基づく新株予約権(ス tockオプション)62株

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
	<p>(子会社の解散及び清算について)</p> <p>平成20年7月31日開催の取締役会において、連結子会社である(株)アプリックス・ソリューションズを解散及び清算することに合意いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 解散及び清算の理由</p> <p>携帯電話向けのサードパーティ製ミドルウェアやアプリケーションについて、グローバルな市場調査や業務提携による調達とその提供を業務目的として、携帯電話向けソフトウェアの調達・サポートに幅広い実績を有するクワトロメディア株式会社との合弁会社として設立・運営してまいりましたが、事業環境の変化に伴い、その役割を終えたと判断し、株主間で解散及び清算することに合意いたしました。</p> <p>(2) 当該子会社の概要</p> <p>事業内容 IT分野に特化した技術、製品、サービスの仕入・販売、評価、コンサルティング業務</p> <p>資本金 7,500万円</p> <p>負債総額 492万円</p> <p>持分比率 67%</p> <p>(3) 日程</p> <p>平成21年1月を目処に解散の決議を行います。</p> <p>(4) 損益に及ぼす影響額</p> <p>当社連結の業績及び営業活動等への影響は軽微であります。</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年12月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1. 現金及び預金		1,728,403		2,638,028		2,280,222		
2. 売掛金		1,181,798		739,878		1,481,993		
3. 有価証券		5,803,448		5,060,800		5,123,649		
4. たな卸資産		4,000		15,525		34,703		
5. 繰延税金資産		59,463		39,578		82,462		
6. その他	※2	431,616		295,673		321,733		
7. 貸倒引当金		△6,693		△19,103		△30,225		
流動資産合計		9,202,038	61.2	8,770,380	61.7	9,294,538	63.2	
II 固定資産								
1. 有形固定資産	※1							
(1) 建物		50,923		42,138		45,641		
(2) 器具備品		94,331		60,630		75,850		
計		145,254		102,769		121,492		
2. 無形固定資産								
(1) ソフトウェア		1,018,132		1,313,660		1,099,356		
(2) ソフトウェア仮勘定		471,744		350,041		450,202		
(3) その他		13,631		9,956		11,579		
計		1,503,508		1,673,659		1,561,137		
3. 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		4,003,838		3,454,442		3,533,829		
(2) 敷金・保証金		157,719		142,149		143,387		
(3) 繰延税金資産		—		40,549		21,770		
(4) その他		28,331		25,565		24,138		
(5) 貸倒引当金		—		△2,128		—		
計		4,189,890		3,660,578		3,723,126		
固定資産合計		5,838,653	38.8	5,437,006	38.3	5,405,756	36.8	
資産合計		15,040,691	100.0	14,207,386	100.0	14,700,295	100.0	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年12月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 買掛金		538,698		104,950		121,616		
2. 未払金		387,326		433,685		372,046		
3. 未払法人税等		380,808		2,805		634,307		
4. 賞与引当金		29,573		26,357		28,825		
5. その他	※2	120,172		176,160		85,303		
流動負債合計		1,456,579	9.7	743,959	5.2	1,242,100	8.5	
II 固定負債								
1. 繰延税金負債		37,009		—		—		
固定負債合計		37,009	0.2	—	—	—	—	
負債合計		1,493,589	9.9	743,959	5.2	1,242,100	8.5	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金		13,260,949	88.2	13,263,867	93.4	13,263,167	90.2	
2 資本剰余金								
(1) 資本準備金		14,176,586		14,179,504		14,178,804		
資本剰余金合計		14,176,586	94.3	14,179,504	99.8	14,178,804	96.5	
3 利益剰余金								
(1) 利益準備金		2,500		2,500		2,500		
(2) その他利益剰余金								
別途積立金		1,500		1,500		1,500		
繰越利益剰余金		△13,990,801		△13,890,343		△13,999,199		
利益剰余金合計		△13,986,801	△93.0	△13,886,343	△97.7	△13,995,199	△95.2	
4 自己株式		△8,621	△0.1	△8,621	△0.1	△8,621	△0.1	
株主資本合計		13,442,111	89.4	13,548,406	95.4	13,438,150	91.4	
II 評価・換算差額等								
その他有価証券評価 差額金		80,229		△106,784		2,674		
評価・換算差額等合 計		80,229	0.5	△106,784	△0.8	2,674	0.0	
III 新株予約権		24,760	0.2	21,804	0.2	17,369	0.1	
純資産合計		13,547,101	90.1	13,463,427	94.8	13,458,194	91.5	
負債純資産合計		15,040,691	100.0	14,207,386	100.0	14,700,295	100.0	

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			2,876,740	100.0		2,559,067	100.0		6,555,304	100.0
II 売上原価			2,414,962	83.9		1,506,390	58.9		4,132,996	63.1
売上総利益			461,778	16.1		1,052,677	41.1		2,422,308	36.9
III 販売費及び一般管理費			1,314,505	45.7		871,614	34.0		2,373,547	36.2
営業利益又は営業損失 (△)			△852,727	△29.6		181,062	7.1		48,761	0.7
IV 営業外収益	※2		134,806	4.7		29,874	1.2		218,163	3.3
V 営業外費用	※3		10,848	0.4		61,311	2.4		3,006	0.0
経常利益又は経常損失 (△)			△728,770	△25.3		149,625	5.9		263,917	4.0
VI 特別利益	※4		1,747,783	60.7		8,993	0.3		1,743,256	26.6
VII 特別損失	※5		15,227,281	529.3		44,928	1.8		15,818,225	241.3
税引前中間純利益又は税引前中間(当期)純損失 (△)			△14,208,267	△493.9		113,690	4.4		△13,811,051	△210.7
法人税、住民税及び事業税		417,568			3,110			851,754		
過年度法人税等		—			△10,746			—		
法人税等調整額		20,305	437,873	15.2	12,470	4,834	0.1	△8,266	843,487	12.9
中間純利益又は中間(当期)純損失 (△)			△14,646,140	△509.1		108,856	4.3		△14,654,539	△223.6

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）

	株主資本							評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計			
			利益準備金	その他利益剰余金						
				別途積立金	繰越利益剰余金					
平成18年12月31日 残高 (千円)	13,251,786	14,167,423	2,500	1,500	655,339	△8,621	28,069,927	388,972	2,060	28,460,960
中間会計期間中の変動額										
新株の発行 (千円)	9,162	9,162					18,325			18,325
中間純損失 (千円)					△14,646,140		△14,646,140			△14,646,140
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額) (千円)								△308,742	22,699	△286,042
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	9,162	9,162	—	—	△14,646,140	—	△14,627,815	△308,742	22,699	△14,913,858
平成19年6月30日 残高 (千円)	13,260,949	14,176,586	2,500	1,500	△13,990,801	△8,621	13,442,111	80,229	24,760	13,547,101

当中間会計期間（自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）

	株主資本							評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計			
			利益準備金	その他利益剰余金						
				別途積立金	繰越利益剰余金					
平成19年12月31日 残高 (千円)	13,263,167	14,178,804	2,500	1,500	△13,999,199	△8,621	13,438,150	2,674	17,369	13,458,194
中間会計期間中の変動額										
新株の発行 (千円)	700	699					1,400			1,400
中間純利益 (千円)					108,856		108,856			108,856
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額) (千円)								△109,458	4,435	△105,023
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	700	699	—	—	108,856	—	110,256	△109,458	4,435	5,232
平成20年6月30日 残高 (千円)	13,263,867	14,179,504	2,500	1,500	△13,890,343	△8,621	13,548,406	△106,784	21,804	13,463,427

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）

	株主資本							評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計			
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金			繰越利益剰余金		
平成18年12月31日 残高 (千円)	13,251,786	14,167,423	2,500	1,500	655,339	△8,621	28,069,927	388,972	2,060	28,460,960
事業年度中の変動額										
新株の発行(千円)	11,381	11,380					22,762			22,762
当期純損失(千円)					△14,654,539		△14,654,539			△14,654,539
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)(千円)								△386,297	15,309	△370,988
事業年度中の変動額合計(千円)	11,381	11,380	—	—	△14,654,539	—	△14,631,777	△386,297	15,309	△15,002,765
平成19年12月31日 残高 (千円)	13,263,167	14,178,804	2,500	1,500	△13,999,199	△8,621	13,438,150	2,674	17,369	13,458,194

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券</p> <p>(イ) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>(ロ) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>① 仕掛品 個別法による原価法</p> <p>② 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券</p> <p>(イ) 時価のあるもの 同左</p> <p>(ロ) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への投資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>① 仕掛品 同左</p> <p>② 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券</p> <p>(イ) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>(ロ) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>① 仕掛品 同左</p> <p>② 貯蔵品 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10～15年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、市場販売目的のソフトウェアについては見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間（3年）に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却しており、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
5. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によってお ります。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ対象 外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 海外取引における為替変動に 対するリスクヘッジのため、為 替予約取引を行っております。 なお、リスクヘッジ手段として のデリバティブ取引は為替予約 取引のみ行うものとしてお ります。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段に関する重要な条 件がヘッジ対象と同一であり、 ヘッジ開始時及びその後にお いても継続して相場変動が完全 に相殺されるものであると想定 できる場合にはヘッジの有効性 の判定は省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
6. その他中間財務諸表（財 務諸表）作成のための基 本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によってお ります。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によってお ります。 控除対象外消費税等は当事業年度の 期間費用として処理して お ります。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」の法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」の法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当中間会計期間から法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成19年12月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 310,707千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 321,603千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 321,859千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動資産の「その他」に含めて表示しております。	※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※2. —————

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1. 減価償却実施額 有形固定資産 17,646千円 無形固定資産 304,108	1. 減価償却実施額 有形固定資産 18,656千円 無形固定資産 372,238	1. 減価償却実施額 有形固定資産 43,414千円 無形固定資産 640,159
※2. 営業外収益の主要項目 受取利息 68,908千円 有価証券利息 61,297	※2. 営業外収益の主要項目 受取利息 1,977千円 有価証券利息 25,690	※2. 営業外収益の主要項目 受取利息 13,831千円 有価証券利息 161,283
※3. 営業外費用の主要項目 為替差損 6,004千円 投資事業組合損失 3,796	※3. 営業外費用の主要項目 為替差損 50,222千円 投資事業組合損失 10,482	※3. 営業外費用の主要項目 株式交付費 1,566千円 投資事業組合損失 1,440
※4. 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 1,743,256千円	※4. 特別利益の主要項目 貸倒引当金戻入額 8,993千円	※4. 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 1,743,256千円
※5. 特別損失の主要項目 ソフトウェア仮勘定 7,602,837 千円 評価損 関係会社株式評価損 7,589,681 千円	※5. 特別損失の主要項目 関係会社株式評価損 26,534 千円 投資有価証券評価損 16,539 千円	※5. 特別損失の主要項目 ソフトウェア仮勘定 7,602,837 千円 評価損 関係会社株式評価損 7,589,681 投資有価証券評価損 495,308

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
普通株式	12.72	—	—	12.72
合計	12.72	—	—	12.72

当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
普通株式	12.72	—	—	12.72
合計	12.72	—	—	12.72

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	12.72	—	—	12.72
合計	12.72	—	—	12.72

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>60,170</td> <td>24,350</td> <td>35,819</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>13,381千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>25,760</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39,141</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7,175千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>6,523</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>587</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	器具備品	60,170	24,350	35,819	1年内	13,381千円	1年超	25,760	合計	39,141	支払リース料	7,175千円	減価償却費相当額	6,523	支払利息相当額	587	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>64,378</td> <td>29,249</td> <td>35,129</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>14,960千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>23,366</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>38,327</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7,750千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>7,081</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>704</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	器具備品	64,378	29,249	35,129	1年内	14,960千円	1年超	23,366	合計	38,327	支払リース料	7,750千円	減価償却費相当額	7,081	支払利息相当額	704	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>60,607</td> <td>21,982</td> <td>38,624</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>14,815千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>27,592</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>42,408</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>14,134千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>12,852</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,686</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具備品	60,607	21,982	38,624	1年内	14,815千円	1年超	27,592	合計	42,408	支払リース料	14,134千円	減価償却費相当額	12,852	支払利息相当額	1,686
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	60,170	24,350	35,819																																																											
1年内	13,381千円																																																													
1年超	25,760																																																													
合計	39,141																																																													
支払リース料	7,175千円																																																													
減価償却費相当額	6,523																																																													
支払利息相当額	587																																																													
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	64,378	29,249	35,129																																																											
1年内	14,960千円																																																													
1年超	23,366																																																													
合計	38,327																																																													
支払リース料	7,750千円																																																													
減価償却費相当額	7,081																																																													
支払利息相当額	704																																																													
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	60,607	21,982	38,624																																																											
1年内	14,815千円																																																													
1年超	27,592																																																													
合計	42,408																																																													
支払リース料	14,134千円																																																													
減価償却費相当額	12,852																																																													
支払利息相当額	1,686																																																													

(有価証券関係)

前中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)、当中間会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)及び前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)において子会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり純資産額 133,570円50銭	1株当たり純資産額 132,664円42銭	1株当たり純資産額 132,684円05銭
1株当たり中間純損失 144,754円75銭	1株当たり中間純利益 1,074円39銭	1株当たり当期純損失 144,777円66銭
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 —	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 1,070円79銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 —
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成19年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	13,547,101	13,463,427	13,458,194
純資産の部の合計額から控除する 金額(千円)	24,760	21,804	17,369
(うち新株予約権)	(24,760)	(21,804)	(17,369)
普通株式に係る中間期末(期末) の純資産額(千円)	13,522,341	13,441,622	13,440,824
中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	101,237.48	101,320.48	101,299.48

(注) 2 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 又は1株当たり中間(当期)純 損失			
中間(当期)純利益又は中間(当 期)純損失(△)(千円)	△14,646,140	108,856	△14,654,539
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利 益又は中間(当期)純損失(△) (千円)	△14,646,140	108,856	△14,654,539
期中平均株式数(株)	101,179	101,319	101,221
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	341	—
(うち新株予約権)	(—)	(341)	(—)
希薄化効果を有しないため潜 在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19の規定に基づ く新株引受権(ストックオプション) 257.07株 旧商法第280条ノ20及び旧商法第 280条ノ21の規定に基づく新株予約 権(ストックオプション)1,466株 会社法第236条、第238条及び第 239条の規定に基づく新株予約権 (ストックオプション)182株	旧商法第280条ノ20及び旧商法第 280条ノ21の規定に基づく新株予約 権(ストックオプション)623株 会社法第236条、第238条及び第 239条の規定に基づく新株予約権 (ストックオプション)62株	旧商法第280条ノ19の規定に基づ く新株引受権(ストックオプション) 239.54株 旧商法第280条ノ20及び旧商法第 280条ノ21の規定に基づく新株予約 権(ストックオプション)1,415株 会社法第236条、第238条及び第 239条の規定に基づく新株予約権 (ストックオプション)62株

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
—	<p>(子会社の解散及び清算について)</p> <p>平成20年7月31日開催の取締役会において、連結子会社である(株)アプリックス・ソリューションズを解散及び清算することに合意いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 解散及び清算の理由</p> <p>携帯電話向けのサードパーティ製ミドルウェアやアプリケーションについて、グローバルな市場調査や業務提携による調達とその提供を業務目的として、携帯電話向けソフトウェアの調達・サポートに幅広い実績を有するクワトロメディア株式会社との合弁会社として設立・運営してまいりましたが、事業環境の変化に伴い、その役割を終えたと判断し、株主間で解散及び清算することに合意いたしました。</p> <p>(2) 当該子会社の概要</p> <p>事業内容 IT分野に特化した技術、製品、サービスの仕入・販売、評価、コンサルティング業務</p> <p>資本金 7,500万円</p> <p>負債総額 492万円</p> <p>持分比率 67%</p> <p>(3) 日程</p> <p>平成21年1月を目処に解散の決議を行います。</p> <p>(4) 損益に及ぼす影響額</p> <p>当社の業績及び営業活動等への影響は軽微であります。</p>	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第23期）（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）平成20年3月31日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

平成20年1月18日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役のの異動があった場合）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月27日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年9月11日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月27日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックスの平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年9月11日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックスの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。